

## 第30回 住居表示審議会

平成26年4月17日(木)

千代田区役所 8階 第一委員会室

### 竹内コミュニティ振興課長

- 若干開始時刻がおくれてしまいまして申しわけございません。
- ただいまから第30回「千代田区住居表示審議会」を開催させていただきます。
- 委員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。
- 私、4月1日付の人事異動に伴いまして、コミュニティ振興課長に着任いたしました竹内と申します。
- 本日、事前の説明を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 前回の審議会でもお伝えさせていただいておりますけれども、神田冠称に関する住居表示審議会は今回で終了とさせていただく予定と考えております。
- まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきたいと思ひます。
- A4の1枚物で座席表とクリップでとめてある会議次第、資料1「第29回千代田区住居表示審議会の開催について(報告)」、資料2「住居表示審議会について」、資料3「第30回千代田区住居表示審議会資料」、資料は以上となっておりますが、よろしいでしょうか。
- 足りない方、いらっしゃいますでしょうか。
- また、これまでの過去の資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただければ資料をお配りさせていただきたいと思ひます。
- お貸しさせていただいた資料は会議終了後受付で回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
- よろしいでしょうか。

—委員の交代及び欠席者の紹介—

- また、本日は議事録作成のため議事内容を録音させていただいております。
- 発言の際は挙手をしていただいて司会者からの指名の後に御発言いただきますようお願いいたします。
- 本日の質疑内容につきましては、発言者等は伏せた上で区のホームページで公表させていただくことを御了承いただけますと幸いです。
- また、本日、報道機関の方などが傍聴をされております。
- 傍聴されている方々へお願いをさせていただきたいことがございます。
- 写真撮影等は随時行っていただけますけれども、万が一、会長が会議の進行に支障があると判断した場合には御退室をいただく可能性がございますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。
- それでは、ここからの議事進行については山口会長にお願いをしたいと思いますので、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 山口会長

- 皆様、おはようございます。
- 今回、第4回目ということで、事務局からありましたけれども、当審議会に託された案件については本日をもって終了ということでございます。
- それでは、ここから私のほうが次第に沿いながら議事を進行させていただきたいと思えます。
- まず最初に、議事の1番目、前回の議事確認ということで、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

#### 竹内コミュニティ振興課長

- それでは、資料1をごらんください。
- 前回の第29回住居表示審議会の開催について御報告をさせていただきます。
- まず、実施概要でございますが、前回は平成26年2月6日10時から11時半まで、この場所、千代田区役所第一委員会室において開催をさせていただきました。
- 議事概要について御報告させていただきます。
- 一定程度系統立てて整理して記載しておりますので、その旨御了承いただ

ければと思います。

- 1つ目の白丸から御説明をさせていただきます。
- 反対の立場の方々から要望書が出ていることに関しまして「アンケートを実施するならば、一事業所一票とするなどの主張は聞いているか」という御質問に対しまして、事務局から「紙に記載されている以上のことは聞いていない」という回答をさせていただいております。
- また、事務局から御提示をした資料を踏まえて「時代の変遷の中で神田の範囲は変わっていったということによいか」という御質問に対しまして、事務局から「町名を行政が管理するようになったのは明治以降であり、それ以前の町名の範囲を確定的に示すことはできない」と回答をさせていただいております。
- 「平成の大合併の際に経済的な負担はどのように対応したのか」という御質問に対しまして、事務局から「調べている限りでは補助金を出したところは限定的」と回答させていただいております。
- その際「市町村合併は地方分権の流れの中で行われたことであり、神田冠称とクロスするところはないのではないか」という御意見もいただいております。
- 「神にお供えをする田畑といったアカデミックな観点ではなく、今後、千代田区は町の名前をどうしていくのかという観点で考えたほうが良いのではないか」という御意見がありました。
- これまでの審議会でも明らかになった論点を事務局から御提示したものについて確認していただき、全員から御異議なしと確認をさせていただいたところでございます。
- 2ページをおめくりいただきまして「議論の進みが遅い。最終的な結論を出す時期を決めるべきである」という御意見に対しまして、事務局から、次回の審議会、本日の会でございますけれども、そこでこれまでに整理した論点に対するさまざまな御意見をいただき、それを受けて区としての意見をまとめ、庁内調整を図りたいということ、また審議会は本日の30回をもって終了の予定であるということをお説明させていただきました。
- 「住居表示に関する法律の目的は、公共の福祉の増進ということだが、こうなると公共の福祉の増進に資するから神田をとったとしかよめない」という御意見や「神田冠称復活に反対する立場の方々にはアンケートの再実施を求めているが、アンケートの結果、賛成が多数であったとしても了解しないのではないか」、また「賛成・反対それぞれに思い入れがあるため、非常に難しい問題だ。もし実施・未実施を決定するならば、行政が決めるほ

かない」という御意見に対しまして、事務局からは「本審議会では委員の皆様にご意見を伺い、それを受けて区が判断することになる」と御説明をさせていただきました。

- 「約6,200名の署名というのは圧倒的だ。アンケートをとったほうが良いのではないか」、また委員御自身の町も神田の名称を取られ「いつまでも議論していても意味がない」といった御意見、「神田の地名のアカデミックな要素は種々あり時代により変わるもの。最終的には歴史をどう考えるかを行政が判断するしかない」という御意見、またアンケートに関して「アンケートを実施するならば、一事業所一票とするか等改めて考えることは大事」という御意見をいただいております。
- 続きまして、3ページでございます。
- 「一般的な『しんでん』という意味の神田は千代田区に昔からあるわけではないと思う」という御意見、また「神田警察署管内にいるという帰属意識がある」という御意見、賛成の要望書を出された立場の方からは「住民は多数で流動的であり意見を一つにまとめるのは難しい。想いをくんでほしい」といった御意見がありました。
- 「住居表示実施から40年経過しており、神田冠称復活は今さらだと思う」という御意見、さらには「社会的経済的影響を考慮し区が判断すべき」「神田冠称を実施すれば、前例となってしまうことを十分に認識すべき」といった御意見もいただいております。
- 「神田の有無にかかわらず、郵便物はきちんと配達する」「賛成・反対それぞれの立場の方に複雑な思いがあることは理解できた。これまで丁寧に議論されてきている」「消防としては、緊急車両の到着に支障がなければどちらでも構わない。結論に従う」、また警察につきましても、特に御意見はなく、結論に従うということでもございました。
- 4ページでございます。
- 「千代田区として今後町をどうしていくかという視点で決めるべきである」「企業の意見も聞く必要がある」「武家地と町地が一体となっているのが千代田区。神田というのはそんなに悪くないと思う」「複雑な手続き等については極力なくすことは重要」といった御意見、また「猿楽町も三崎町も神田がとれて50年たっている。再びつけるのは難しいのではないか」といった御意見をいただいているところでございます。
- そこで、今回、1点だけ補足をさせていただきたいことがございます。
- 資料の中に記載はしておりませんが、補足としてお伝えさせていただきたいと思っております。

- 昨年12月の第28回住居表示審議会におきまして、反対の立場の方々から、賛成の要望書作成に対して、区が示唆、関与しているのではないかというようにお話がございました。
- これに関しまして、賛成の立場の方から直接我々にお電話をいただきまして、こういった事実は全くなく、要望書は全て自分たちで作成をした、これは議事録から削除してほしいという要望をいただきました。
- これにつきましては、議事録からの削除はできないということでございますが、以上のような申し入れがあった旨、この場において御報告をさせていただきます。
- 以上、前回、第29回審議会の内容ということで概要を御報告させていただきました。
- 以上でございます。

#### **山口会長**

- ありがとうございます。
- それでは、前回の議事確認ということで何か御意見はございますでしょうか。
- よろしいでしょうか。
- それでは、続きまして、本日の資料の説明をお願いいたします。

#### **竹内コミュニティ振興課長**

- それでは、資料2と資料3につきまして、御説明をさせていただきます。
- まず、資料2と右肩に入っておりますA4の1枚の資料をごらんください。
- 「住居表示審議会について」というタイトルでございます。
- こちらにつきましては、本審議会の目的とこれまでの開催実績について記載したものでございます。
- まず、1の開催目的でございます。
- これは、昨年11月の第27回の神田冠称に関する最初の審議会の際にお示しをさせていただいたものですが、今回、最終回ということですので、確認のため改めてお示しをしております。
- 「三崎町及び猿楽町の神田冠称」については、地元町会などから推進を求

める要望が区長にも提出され、また慎重な対応を求める陳情が区議会議長にも提出されております。

- こうした動向を踏まえ、これまで地域の合意形成状況の把握に努めてきたところであります。
- そこで、区長の附属機関である住居表示審議会に対して「三崎町及び猿楽町の神田冠称」に対する意見を求め、区としての判断の一助としていくということでございます。
- 2の開催実績でございますが、こちらについては、昨年11月の第27回以降の会議の状況について簡単に記載をさせていただいているものでございます。
- 昨年11月の第27回では、審議会の開催についてや、神田冠称に関するこれまでの経過、実施した場合の影響などについて御説明をさせていただきまして、御審議をいただきました。
- 次の12月の第28回では、千代田区等に提出されている署名の分析や、賛成及び反対の立場の方々から御意見を聴取いたしました。
- さらに、本年になりますが、2月に開催させていただきました第29回においては、これまでの審議会で明らかになりました論点について確認をさせていただき、委員の皆様から御意見を頂戴したところでございます。
- 今回、第30回になりますけれども、これまで審議会で出された論点及び意見について御確認をいただく予定とさせていただいております。
- 資料2の御説明については以上でございます。
- 引き続きまして、資料の3についてでございます。
- 1ページの目次をごらんください。
- 内容は大きく4点ございます。
- 賛成及び反対の立場の方々の主張、論点及び意見、市町村合併の事例、参考資料の4点でございます。
- 2ページをごらんください。
- 賛成及び反対の立場の方々の主張について整理させていただいている資料でございます。
- それぞれの項目ごとに分類させていただいております。
- まず、経緯について、賛成の立場の方からは「住居表示実施時に『神田』がなくなることに疑問」「町名の保存等に関し、適切な措置を講ずべきとする附帯決議がある」といった御意見をいただいております。

- 反対の立場からは「過去の住居表示審議会で審議された結果、町名変更をした経緯がある」「猿楽町・三崎町は住居表示が実施されている」という御意見をいただいております。
- 神田の文化・地理・歴史的意味について、賛成の立場からは「『神田』をブランドと思っている人は多い」「地名も文化の一つ。昔に戻して正しい文化を伝えるのは我々の仕事」「渋谷区猿楽町と間違える人が多いが『神田』がつけば間違わない」といった御意見をいただいております。
- 一方で、反対の立場の方からは「千代田区猿楽町は美しい名前『神田』はつかなくともよい」「猿楽町は119年間、三崎町は121年間この町名で定着している」「過去武家屋敷であった猿楽町・三崎町に『神田』をのせるのは歴史を大事にしない行為」「猿楽町・三崎町は神田駅から遠く、『神田』と付くと神田駅で降りて苦勞する人がいる」といった御意見をいただいております。
- 町名変更のコストの欄でございます。
- 賛成の立場からは「合理性・経済性だけで町名を考えてほしくない」ということ、また、反対の立場の方からは「町名変更にはコストがかかる」「第27回審議会において手続きに係る費用を区で整理しているが、人件費等を全く勘案していない」という御意見をいただいております。
- 住民等の意見の把握についてでございます。
- 賛成の立場の方からは「(事業所等の意見について) 町会に入っている事業所で、署名をいただいたところはあるが、その後事業所の意向は聞いていない」「(若い人の意見について) あまり関心がないと思う」といった御意見をいただいているところでございます。
- 反対の立場からは「平成23年度に行われた意向調査はもう古く、回収率が低い上に、企業は対象外。再度、住民及び企業を対象とした意向調査を実施すべき」「納税者である企業にも発言する権利がある」という御意見をいただいております。
- その他として、賛成の立場からは「(町名変更を実施する際の猶予期間について) 一定の期間はあってもよい」という御意見、また反対の立場の方からは「話し合いもなくこのまま進んでいくのは納得ができない」「今後、千代田区をどのように発展させていくかグローバルな視点を持ってほしい」との主張がございました。
- 賛成及び反対の立場の方々の主張についての御説明は以上でございます。
- 続きまして、3ページ、4ページにつきましては、論点及び意見についてまとめさせていただいているところでございます。

- これまで整理をさせていただいた論点とそれに対する委員の方々からの御意見をまとめたものという形になっております。
- 大きく4点書かせていただいております。
- 1点目の三崎町・猿楽町地域の町名の変遷等についてでございます。
- (1) 三崎町・猿楽町の住居表示実施等の経緯につきましては「住居表示の実施により神田冠称がなくなった地域はほかにも多数存在する。ここだけを特別扱いする必要はあるのか」「神田がとれて50年たっている。再びつけるのは難しいのではないか」という御意見、住居表示全般に対してでございますが「役人がやりやすいように実施したのではないか」という御意見をいただいております。
- (2) 神田の文化・地理・歴史的意味についてでございます。
- 「『神田』の歴史等について検討しなければならないのではないか」「地名や歴史のとらえ方は時代によって変わるもので、今後千代田区は地名や歴史をどう考えるかという観点で検討すべき」「神田警察署管内にいるという帰属意識がある」という御意見をいただいております。
- 次の大きな2点目、三崎町及び猿楽町の町名変更を実施した場合の影響についてです。
- (1) 町名変更を実施した場合の手續や費用については、市町村合併の事例を参考にするという御意見に対しまして「市町村合併と神田冠称を同列に考えることはできないのではないか」「煩雑な手續き等については極力なくすことは重要」という御意見をいただいております。
- (2) 町名変更を実施した場合の手續等を円滑に行うための工夫については「移行期間を設ければよいのではないか」といった御意見をいただいているところでございます。
- (3) その他といたしまして、2点いただいております。
- 「もし神田冠称を実施すれば、前例となってしまうことを十分認識すべき」「神田冠称の復活は、警察・消防・郵便の業務に支障をきたすものではないと考えられる。結論に従う」といった御意見をいただいております。
- 次の4ページ、大きな3点目、三崎町及び猿楽町の住民等の意見の把握についてです。
- (1) 千代田区等に提出された署名や陳情等及び(2) 三崎町・猿楽町の神田冠称に関する住民意向調査の結果につきましては、特段の御意見はいただけていない状況でございます。



- (3) 現在における地域の合意形成状況をどのように確認するかという点につきましては「地域の合意が整っているとは考えにくい」「審議を前に進めるためにも、アンケートをとったほうが良いのではないか」「企業の意見も大切だが、アンケートをするならそれをどう反映させるかが大切である」「アンケートを実施するならば一事業所一票とするなど調査対象や実施方法を改めて議論すべき」「反対の立場の方々はアンケートの再実施を求めているが、アンケートの結果、賛成が多数であったとしても了解しないのではないか」「神田冠称実施の是非は住民の総意があって初めて議論すべき問題」といった御意見がございました。
- (4) その他といたしまして「神田の歴史等に正解はなく、個人の情感について対応は不可能」「賛成・反対にそれぞれ理屈があり、どちらが正しいということはこの審議会では決められない」「話し合いで解決すべき問題」といった御意見がございました。
- 大きな4点目、その他として3点書かせていただいております。
- 「一定の議論をしたら、社会的経済的影響を考慮し、区が判断すべき」「住居表示実施から40年経過しており、神田冠称は今さらだと思う」「神田冠称を復活させるなら他の町も復活させたい」といった御意見をいただいたところでございます。
- 駆け足になってしまいましたが、以上が論点及び意見についての御説明でございます。
- 次に、1枚おめくりいただきまして、5ページの市町村合併の事例をごらんください。
- こちらについては、前回の審議会におきまして、市町村合併の際の経緯等について調べてほしいという御意見を委員の方からいただいたことを踏まえまして、事務局のほうで整理をさせていただいたものでございます。
- 関東近辺と比較的近い時期での合併があった市について電話でヒアリングをさせていただきまして、その結果を一覧表でお示したものでございます。
- なお、ここで注釈ですが、前回、委員からの御意見でもございましたけれども、市町村合併につきましては、地方分権や行財政基盤の強化といった流れの中で実施してきているものでございまして、今回の神田冠称と同列に考えることは難しい部分がございますので、その点については御留意いただきたいと思います。
- 資料の中身でございます。事例については、さいたま市、川口市、成田市、あきる野市、西東京市、新潟市、長野市、豊田市、天草市の9市の調査をいたしました。

- その結果、さいたま市については状況が不明ということでございましたが、それ以外の8市については回答を得られたという状況でございます。
- まず、補助金という欄がございます。
- これは、市町村合併に伴います住居変更等によって生じる各種手続等の負担に対するものに補助金を出したかどうかという御質問でございますが、8市において補助金は交付していないという回答をいただいているところでございます。
- 住民に対する意向調査につきましては、長野市では不実施ということでございますが、その他の7市については実施しています。
- 事業所に対する意向調査につきましては、8市全てで不実施といった回答をいただいているところでございます。
- 市町村合併の事例についての御説明は以上でございます。
- 続きまして、7ページ、8ページをごらんいただけますでしょうか。
- こちらは、参考資料といたしまして、本年3月13日付で「猿楽町・三崎町町名変更反対の会」の方から千代田区長宛てに提出されました要望書の写しでございます。
- なお、個人情報に係る部分については黒塗りとさせていただきます。
- 7ページについてでございますが、千代田区として「猿楽町・三崎町」の町名にかかわる歴史の調査をして議論頂きたい旨の要望書でございます。
- 8ページにつきましては、千代田区として「猿楽町・三崎町」住民と企業を含む神田冠称反対賛成のアンケート調査を希望する要望書でございます。
- 以上で資料の御説明を終了させていただきたいと思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

## 山口会長

- ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、今回が第4回目、最終ということで、改めて開催目的、これまでの開催実績とその概要の説明があり、前回もそうだったのですけれども、この審議会での賛成の方々、反対の方々の御意見の整理、次に論点及び意見の整理として、1点目は三崎町・猿楽町地域の町名の変遷等について、2点目は町名変更を実施した場合の影響について、3点目は住民等の意見の把握等についてまとめをさせていただいたということでした。

- 前回、各委員の皆様方からそれぞれ一言ずつ御意見を賜り、一定の整理ができてきたのかと思っております。
- したがいまして、今回、御説明があった内容については前回、あるいは今回御意見をいただいた中での確認という形になろうと思います。
- 後は、平成の大合併のときの資料、反対の方々からの要望書について添付させていただいて説明があったということでございます。
- 全般的な説明について御意見があったら伺いたいと思います。
- 何か御意見あるいは御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。
- 私のほうから。前回の第29回の審議の整理を各委員の方々からされてきた内容について改めて今回確認の意味でこういう形を出していただいたということによろしいのでしょうか。

#### 竹内コミュニティ振興課長

- これまで整理させていただいて確認を皆様にしていただいた論点をベースとさせていただきまして、これまで委員の方々から御意見をいただいたものを系統立てて整理させていただいた資料でございます。

#### 山口会長

- ありがとうございます。そうしましたら、この内容について、またこういうことも意見として述べておきたい、補足しておきたいといったことも含めまして、御意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。
- いかがでしょうか。●委員。

#### ●委員

- ただいまるる説明いただきましたけれども、特に要望書という中で8ページの件でございます。
- ここにもまたアンケートという言葉が出ておりますが、アンケートというものに関して若干違和感を私は個人的に持っている部分がございます、一言だけ述べさせていただきたいと思っております。
- 神田冠称についてでございますけれども、企業サイドもしくはアルバイト

等の御意見もここに反映すべくということを言われているようにとれます。

- 従業員の方々やアルバイトの意見を聞いても、意味がないとは言いませんけれども、濃淡の部分から考えたら地元の住民の意見と同等に扱うということには若干違和感があるような気がしてしょうがないのです。
- これは私の感じたところです。
- アンケートを行うというのは、この文面にも書いてありましたけれども、法人単位で一事業所一票と考えるべきであって、その場合でも、その社長さんもしくは専務さん等々の事業主の意向を正確に把握することは難しいのではないかと思います。
- 猿楽町なら猿楽町においでになるけれども、そこにお住まいなのかどうかという問題もございます。
- その辺でも若干難しいところがあって、全員の意見を聞くことは不可能に近いのかなという感じがしております。
- アンケートは行政が判断する際の参考にするだけの問題だと私は思っています、どうなのでしょう。
- アンケートという行為そのものは、それが全てではないという気がしてしょうがないのです。
- アンケートしなければ行政の進む方向を含めて決められないとなると、行政の仕事そのものに関して停滞してしまうおそれがあるのではないのでしょうか。違うのでしょうか。
- これを見たときの率直な意見です。以上です。

#### 山口会長

- ありがとうございます。
- ただいまの御意見は、それに対して是非をあれするものではないということで、こういう御意見もありましたということで論点及び意見の整理の中に加えるということによろしいのでしょうか。
- ほか、いかがでしょうか。●委員。

#### ●委員

- 4 ページの中のアンケートを再実施して賛成が多くても了解していただ

けないのではないかというのは、前回私が言ったことですが、肝心なところが入っていません。

- 前回のアンケートは 52%の回収率だったかと思いますが、行政のするアンケートで5割を超える回収率というのは物すごく少なく、世論調査にしても何でも1割から3割と言われている中で、こちらの要望書にあるように在勤者全員のアンケートをとった場合に果たしてそれだけの回収率があるかという点と甚だ疑問です。
- 今、●委員がおっしゃったように、どこまで行政が従業員の数を把握できるのか、非正規、アルバイトも含めてですけれども、そういう方たちはどうするのか、あるいは18歳以上ということになっていきますと学生さんの場合はどうするのか、そういう在勤、在学というところまでひろげてしまうと神田冠称をどうしますかという問題に対して果たしてなじむのかなかないのかということもあるかと思うので、その辺はちょっとお考えいただきたいというところです。
- この中で、私の言った意見だと思いますが、これは回収率の問題があるのでこういうことですよということ、誤解のないようにその辺だけははっきり言っておきたいと思います。

## 山口会長

- ありがとうございます。
- ただいま●委員から、論点の整理の中での補足ということで御意見を賜りました。これについても的確な形で伝わるように整理していただくという点でお願いをいたします。
- ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 整理をさせていただきますと、本審議会に託された案件につきましては、神田冠称についてということでございます。
- 本来の審議事項である住居表示とは違いますが、これまでの経緯を踏まえ、この審議会でも御審議を賜り、区が判断していく一助にするというものでございます。
- その開催目的を踏まえまして、本日を含めて4回にわたる御審議をいただきましたが、本日の資料にあるように、賛成の方々、反対の方々のそれぞれの主張についての整理をさせていただきました。
- さまざまな御意見をいただきましたが、整理の仕方として、先ほども申しましたように、1点目は、三崎町・猿楽町地域の町名の変遷等についての御意

見ということで整理をさせていただきました。

- 2点目といたしましては、町名変更を実施した場合の影響についてさまざまな角度から御意見を賜ったということだろうと思います。
- 3点目といたしましては、住民の意見の把握の仕方についていろいろ御意見を賜ったという内容になっております。
- そういったものを踏まえまして、前回、皆様方からいただきました御意見といたしましては、賛成の方々、反対の方々、それぞれ意見があり、ついでにはこれまでの当審議会の審議あるいは意見を踏まえて行政のほうで方向性をしっかり出していってもらいたいということが当審議会の整理になっていくのかと思っております。
- つきましては、3ページ、4ページの整理の中に、本日いただいた御意見を加えること、言われた方の意向が的確に伝わるような表現に整理をし直すこと、それとこの整理の中で4のその他という形になってはいますが、最終的にこういった御意見があったものを踏まえて行政のほうでしっかり判断をすべきであるといった整理の仕方をしていただければと思います。
- こういった形で当審議会における整理とさせていただきたいと思っておりますけれども、委員の皆様方、いかがでしょうか。●委員。

#### ●委員

- 私、この資料の内容についてということで発言をしたのですが、今の思いというか、気持ちというものも意見として出させていただいてよろしいのでしょうか。

#### 山口会長

- ここの場はさまざまな御意見を賜って、最終的には行政のほうで判断していくための参考にさせていただきたいという開催目的になっておりますので、それは言わせていただいて結構だと思います。

#### ●委員

- 私は勘違いをしまして、この内容についてということだと思ったので、先ほどの意見にとどめました。
- 猿楽町・三崎町という問題ですが、さまざまな歴史や文化、いろんな面で御

意見が出ていたかと思えます。

- 明治5年に町名ができ、明治11年に神田区と麹町区が分かれ、明治初期の方は、御存命の方は少ないかと思えますけれども、神田っ子の気概というものを持って震災を乗り越え、戦災を乗り越えという中で培ってきた、まさにアイデンティティーと申しますか、要するに神田というブランドの中の帰属意識あるいは一体感というものの中で生活してきて、そういう思いの中で住居表示がされて「神田」を取られたことに対してすごく反発があったのではないかという思いを強くいたします。
- この中にもございましたが、40年、50年たって何で今さらというお話があるようです。
- 実は住居表示がされてすぐに神田を戻してほしいということがずっと町の中では話されてきました。
- 遅々として進まない中、町でも何かしなければいけないということで、鈴木理生さんという方が書いた「明治生れの町神田三崎町」という本がございますが、この制作者は神田三崎町町会なのです。
- 町でこういうものをつくりまして、恐らく区役所にもあると思えます。
- 出張所にも置いてあると思えます。
- こういうことで皆様に御理解していただきましょうという活動がずっと続いていました。
- 遅々として進まない中、10年前、要望書という形で出したということでありまして、何で今さらというのは当てはまらないのかなという思いがあります。
- しかし一方、確かに「神田」が一つ上につくだけでも会社の登記その他はしなくてはなりません。
- 事業者の方には大変な御負担をかけるのは承知しております。
- あくまでもお願いベースということです。
- 大手の会社の方は毎年のように役員の改選があるたびに登記のし直しがあるようですけれども、私のところもそうですが、中小というのは一度登記してしまうと法務局に行くことはまずありません。
- そういう御負担をおかけするのだらうなという思いはあります。
- あるいは印鑑、封筒という事務的なことが出てきますが、先ほどあったように、何年かの猶予期間を持ってできるだけ御負担を少なくするというのは大事な事かなという思いでおります。

- 私、生まれ育ちがここですから、そういう寄りの発言になってしまうのですが、町の人々の思いというのはそういうところにあるので御理解をいただければと思います。
- 確かに事業者の皆様には御負担、御迷惑をおかけするという認識は十分持っておりますということなので、ぜひ御理解をいただければと考えております。

### 山口会長

- ありがとうございます。
- ただいまの御意見は、率直な御意見としてこれを加える形で整理させていただくということでしょうか。
- ほか、いかがでしょうか。●委員。

### ●委員

- 最後だということでこれまでの中での思いを述べさせていただきたいと思っています。
- きょうも資料、論点を拝見して、ここから結論を導き出すというのはなかなか難しいのですけれども、一つの判断のよりどころとしましては、最初に戻りますが、神田冠称の発意が地元の町会から出て、神保町地区の町会連合会の中で合意されていた、また連合町会として区と区議会に対して要望が出されたということを重く受けとめなければならないと思っています。
- 言うまでもなく、千代田区と町会の信頼関係は厚く、また区議会としても町会の意見は大変大事に思っております。
- ほとんどの町会が創設以来、多分60年を超す歴史がある中で、今後も区として、また区議会としても、継続して町会、連合町会の意見を聞かなければいけないと思っています。
- そういった観点から、神田冠称については神保町地区の連合町会の判断に、また要望に沿った形で千代田区として神田冠称を進めるべきだと思っております。
- 後は●委員と一緒にすけれども、これからの中で区として判断が仮にされて、また議会にかけられると思いますが、そのときもちろん議論があると思いますが、できるだけこれについてはデメリットがないような、またしっかりとした周知期間、猶予期間を持って進めていただきたいと思います。



- 以上です。

#### 山口会長

- ありがとうございます。
- ほか、いかがでしょうか。●委員。

#### ●委員

- 私は、この地域とは大分離れた東の外れから来たのですが、それでも今度対象になっている近くの中では神田古本市とか神田カルチャータンとかいう名前で知れ渡った地域だと思っておりまして、神田に対する思い入れがその地域にあるということは外から見ても感じられますので、その中にいらっしゃる方は相当の思い入れがあるのではないかと感じております。

#### 山口会長

- ありがとうございます。●委員。

#### ●委員

- 神田冠称に関しては、これまで反対の方、また賛成の方、十分討議され尽くした、材料も出尽くしたという感じの中で、最後はやはり神保町地区の思いを皆さんにお伝えしたいと思います。
- 麴町地区、神田地区が千代田区として統合され、ことしは67周年という節目になりました。
- 私も同じ年に生まれ、67年間、当たり前のように神田神保町にこれまで暮らしてまいりました。
- 町の様子が変わり、住民も変わり、マンションに住む方もふえてまいりました中で、やはり新しい秩序づくりと申しますか、災害時の対応のためにも、神田冠称により、神田に住む、また神田で仕事をするという仲間意識が芽生え、我々は町会活動をやっておりますけれども、融和が図れる一助となるものだという思いを持っております。
- そしてまた、神田の歴史に対する考え方というのは人それぞれでありますけれども、神田冠称への思いは現在生きる私たちが今がそのときと捉えて

起こした請願となっております。

- また、神保町地区 12 町会、地元を守る神社が神田神社、太田姫稲荷神社、三崎稲荷神社と 3 社ございます。
- ことしは三崎稲荷神社の本祭りが催行されますけれども、それぞれが神田っ子であることを自負して、その心意気に御縁を感じて連なっておるというのを御理解いただきたいと思います。
- そういうことを踏まえて神保町地区の私たちの思いは一つであると受けとめていただき、改めて御理解を賜りますようお願いしたいと思います。
- 以上です。

#### 山口会長

- ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。
- よろしいでしょうか。
- それでは、先ほど私のほうで整理させていただいたものとただいまいただいた意見を含めまして、再度整理をしていただきたいと思います。
- 最終的には、この審議会でもいただいたさまざまな御意見をしっかり踏まえ、判断して行ってほしいということを行政のほうに申し伝えたいと思っております。
- 各委員の皆様方につきましては、いろいろな角度から率直な御意見を賜ったと思っております。
- そういったものにつきまして整理をさせていただいた中で判断の一助とするということで、本審議会に託された案件といたしましては、こういった整理の中で行政に申し伝えていくということによろしいでしょうか。
- ありがとうございます。
- それでは、本審議会に付託された案件についての整理は以上とさせていただきます。
- 事務局のほうにお返しをいたします。

#### 竹内コミュニティ振興課長

- 最後に事務局のほうからお礼の言葉を述べさせていただければと思います。

- 昨年、11月から4回にわたりまして、委員の皆様にはお忙しい中、お時間を割いていただき、貴重な御意見や思いをいただきまして、大変ありがとうございました。
- 改めて、最後でございますので、事務局のほうからもお礼を申し上げたいと思います。
- ありがとうございます。
- 本日、神田冠称に関する住居表示審議会が最終回ということで、区長のほうも御挨拶に参らせていただいております。
- ここで一言、区長から御挨拶を頂戴したいと思います。

### 石川区長

- 委員の皆様方には、大変お忙しいところを昨年11月からきょうで4回、御熱心に三崎町及び猿楽町の神田冠称に関しますさまざまな角度からの貴重な御意見を賜ったと聞いております。
- 毎回の審議についてもその都度、私も事務局から報告をいただいているわけでございます。
- 大変熱心に御議論を賜りまして、まず厚く御礼を申し上げたいと思います。
- 我々としましては、今後、皆様方の大変示唆に富んだ貴重な御意見を十分にそんたくしながら、この問題についての検討、判断をしてまいりたいと思っております。
- 大変お忙しいところをどうもありがとうございました。

### 竹内コミュニティ振興課長

- それでは、最後に事務局のほうから事務的な連絡を3点ほどさせていただければと思います。
- まず、1点目は、今お配りさせていただいておりますけれども、前回、第29回の議事録についてでございます。
- 事務局等以外につきましては、発言された方を伏せた形でこちらの内容でホームページ上に公表、公開させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
- 何か御意見ございましたら、1週間程度、来週24日（木）ごろまでにコミ

ユニティ振興課のほうへお知らせいただけますと幸いです。

- 次の2点目、今回、第30回の議事録についてでございます。
- 後日、議事録を皆様に御郵送させていただきますので、皆様のほうで御確認いただいた上で、ホームページ上に公表させていただきたいと思っております。
- こちらについてもどうぞよろしくお願いいたします。
- 最後に、報酬のお支払いについてでございます。
- まだお受け取りになられていない委員の方がいらっしゃいましたら、お渡しをさせていただきますので、御印鑑を御用意いただきまして、窓口のほうまでよろしくお願いいたしたいと思っております。
- なお、先ほども申しましたが、神田冠称に関します住居表示審議会は今回で終了とさせていただきたいと思っております。
- 御協力のほどどうもありがとうございました。
- 事務局のほうからは以上でございます。

#### 山口会長

- ありがとうございます。
- それでは、委員の皆様方におかれましては、慎重かつ貴重な御意見を賜りました。
- 本日もちまして神田冠称に関する住居表示審議会は終了させていただきたいと思っております。
- 委員の皆様方、審議の進行に御協力いただき、まことにありがとうございました。
- これをもちまして終了とさせていただきます。

——了——